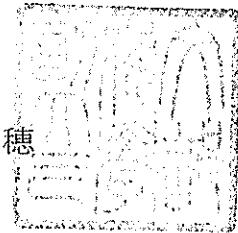


24 庁房第168号
平成24年9月5日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
各指定都市市長
各国公私立大学長
各国公私立高等専門学校長
各大学共同利用機関法人機構長
放送大学長
日本芸術院長
各文化庁独立行政法人の長 殿
財団法人日本博物館協会会长
全国美術館會議会長
関係各特例民法法人の長
関係各公益社団法人の長
関係各公益財団法人の長
関係各一般社団法人の長
関係各一般財団法人の長

文部科学副大臣
高井美穂



(印影印刷)

古典の日に関する法律の施行について（通知）

第180回国会（常会）において成立した「古典の日に関する法律」が、平成24年9月5日に平成24年法律第81号として公布、施行されました。

本法の概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、本法の趣旨を踏まえた取組に努めていただきますようお願いします。

なお、都道府県教育委員会及び都道府県知事にあっては、域内市町村の教育委員会及び文化行政担当部局、所管又は所轄の学校及び文化施設その他の関係機関・関係団体に対して、国立大学長にあっては、その管下の学校に対して、このことを周知願います。

記

第1 法律の概要

1 法律の目的等

(1) 目的（第1条関係）

この法律は、古典が、我が国の文化において重要な位置を占め、優れた価値を有していることに鑑み、古典の日を設けること等により、様々な場において、国民が古典に親しむことを促し、その心のよりどころとして古典を広く根づかせ、もって心豊かな国民生活及び文化的で活力ある社会の実現に寄与することを目的とすること。

(2) 定義（第2条関係）

この法律において、「古典」とは、文学、音楽、美術、演劇、伝統芸能、演芸、生活文化その他の文化芸術、学術又は思想の分野における古来の文化的所産であって、我が国において創造され、又は継承され、国民に多くの恵沢をもたらすものとして、優れた価値を有すると認められるに至ったものをいうこと。

2 古典の日（第3条関係）

- (1) 国民の間に広く古典についての关心と理解を深めるようとするため、古典の日を設けること。
- (2) 古典の日は、11月1日とすること。
- (3) 国及び地方公共団体は、古典の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとすること。
- (4) 国及び地方公共団体は、(3)のほか、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場において、国民が古典に親しむことができるよう、古典に関する学習及び古典を活用した教育の機会の整備、古典に関する調査研究の推進及びその成果の普及その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとすること。

3 施行期日（附則関係）

この法律は、公布の日（平成24年9月5日）から施行すること。

第2 留意事項

1 古典の範囲について

古典には、例えば、漢詩、囲碁、クラシック音楽、海外文学の翻訳等のように、諸外国で創造され、我が国において継承されたものも含まれること。その対象となる文化芸術の分野としては、本法第2条に例示するもののほか、例えば、武道等の身体文化なども含まれ得ること。本法第2条の定義規定にいう「古来の文化的所産」には、例えば、明治期の作品なども含まれ得ること。なお、「生活文化」とは、文化芸術振興基本法第13条に規定する茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいうものであること。

2 古典の日について

11月1日は、「紫式部日記」によって源氏物語の存在が確認される最古の日付（寛弘5（1008）年11月1日）にちなむものであること。

3 古典に関する施策の実施について

地方公共団体は、古典の日が設けられた趣旨を踏まえ、学校や地域における古典に関する学習活動の実施や、展覧会、講習会、研究発表会等の各種イベントの開催等を通じて、国民が古典に親しむための施策を講ずるよう努められたいこと。また、その他の関係機関・関係団体においても、自主的かつ主体的に、これらの機会の提供等に努められたいこと。

担当 文化庁長官官房政策課企画係
電話 03-5253-4111(内線：2809)

古典の日に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、古典が、我が国の文化において重要な位置を占め、優れた価値を有していることに鑑み、古典の日を設けること等により、様々な場において、国民が古典に親しむことを促し、その心のよりどころとして古典を広く根づかせ、もって心豊かな国民生活及び文化的で活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「古典」とは、文学、音楽、美術、演劇、伝統芸能、演芸、生活文化その他の文化芸術、学術又は思想の分野における古来の文化的所産であつて、我が国において創造され、又は継承され、国民に多くの恵沢をもたらすものとして、優れた価値を有すると認められるに至つたものをいう。

(古典の日)

第三条 国民の間に広く古典についての关心と理解を深めるようするため、古典の日を設ける。

2 古典の日は、十一月一日とする。

3 国及び地方公共団体は、古典の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、前項に規定するもののほか、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場において、国民が古典に親しむことができるよう、古典に関する学習及び古典を活用した教育の機会の整備、古典に関する調査研究の推進及びその成果の普及その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。